

つくばスマートシティ協議会

設立総会 資料

令和元年6月27日

総 会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

第1号議案 つくばスマートシティ協議会の設立について

第2号議案 つくばスマートシティ協議会規約（案）について

第3号議案 つくばスマートシティ協議会役員を選出について

第4号議案 令和元年度事業計画（案）について

第5号議案 令和元年度歳入歳出予算（案）について

4 閉 会

第1号議案

つくばスマートシティ協議会の設立について

高齢者や障害者など、誰もが安全・安心に生活していくための基盤となる移動について、AIやIoT等の最先端技術を活用した次世代モビリティを社会実装し、自動車依存度が高い地方都市における課題解決モデルとして構築するため、ここに「つくばスマートシティ協議会」を設立する。

第2号議案

つくばスマートシティ協議会規約（案）

（令和元年6月 日制定）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、高齢者や障害者など、誰もが安全・安心に生活していくための基盤となる移動について、AIやIoT等の最先端技術を活用した次世代モビリティを社会実装し、自動車依存度が高い地方都市における課題解決モデルとして構築することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）スマートシティの構築に関すること
- （2）その他協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、スマートシティの構築に関して、多角的に政策の方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。

- 2 協議会は、事業の円滑な推進を図るため、事業内容に応じて、委員会を設置することができる。
- 3 協議会は、必要に応じて、外部識者等を参加させることができる。

第2章 会員

（会員）

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

（入会）

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を様式第2号により会長に届けなければならない。

2 退会は会長の承認をもって成立するものとする。

(除名)

第8条 会員が、協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の目的に反する行為をしたときは、総会において会員の過半数の賛同を得られたときはこれを除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会には、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 監 事 1名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会を開催する暇がないとき、もしくは軽微な事案の場合には、書面により総会を行うこともできるものとする。

2 総会は会長が召集する。

3 総会は次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他、協議会の運営に関する重要事項

第5章 会計

(会計)

第12条 協議会が第2条の目的達成のために行う事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、協議会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 4 協議会の予算は、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、総会の承認の前の収入支出については、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 6 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第6章 その他

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、茨城県産業戦略部技術振興局内に事務局を置く。

- 2 事務局は、原則として茨城県、筑波大学及びつくば市の職員をもって構成する。
- 3 事務局には、事務局長、副事務局長、次長、総括補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

(解散)

第14条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、令和元年6月 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の監事の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。

第3号議案

つくばスマートシティ協議会役員の選出について

会 長：茨城県知事 大井川 和彦

監 事：つくば市長 五十嵐 立青

第4号議案

令和元年度事業計画（案）

1 活動方針

本協議会の目的達成のため、次のとおり活動を展開する。

- (1) 国土交通省「スマートシティモデル事業」の選定による「スマートシティ実行計画」の策定及び実証実験等の取組を実施する。
- (2) 国土交通省「新モビリティサービス推進事業」の選定による実証実験等の取組を実施する。

2 事業計画

(1) 「スマートシティ実行計画」の策定

自動運転や交通流データのAI解析による公共交通機関の利便性向上、さらに、バス乗降時の顔認証によるキャッシュレス決済などを推進する「スマートシティ実行計画」の策定を行う。

(2) 「コアエリア1：筑波大学及びつくば駅周辺地区」における実証実験

モビリティイノベーションによる移動に顔認証とアプリを組み合わせ、統合的社会サービスの重点ユースケースとしてキャンパス MaaS や医療 MaaS 実装に向けたコンセプト検証ならびに実証実験を筑波大学を中心とする地域で実施する。

(3) 「コアエリア2：研究学園駅周辺地区」における実証実験

安全なパーソナルモビリティにおける生理的異常検出機能、減速停止機能の確認、連絡先通知機能などの実証実験を研究学園駅周辺地区及び筑波大学の屋内空間で実施する。

(4) 「エリア3：つくば市全域」における実証実験

「歩行者信号情報システム」を活用した搭乗者向けアラーム機能、ユーザーインターフェースの実証実験を研究学園駅周辺地区を中心とする地域で実施する。

(5) その他

その他本協議会の目的達成に必要な事業を実施する。

第5号議案

令和元年度歳入歳出予算(案)

【歳入】 (単位：円)

科目	本年度予算	備考
負担金 及びその他の収入	10,000,000	
計	10,000,000	

【歳出】 (単位：円)

科目	本年度予算	備考
事業費	10,000,000	計画策定費，実証実験経費（主にエリア2及びエリア3）
計	10,000,000	

※ 国土交通省「スマートシティモデル事業」が選定されたことによる採択額について、口頭で連絡があった額を記載。

※ 国土交通省「新モビリティサービス推進事業」が選定されたことによる採択額について、現時点では未定のため、未記載。

つくばスマートシティ協議会名簿

企 業	研究機関	地方自治体
<p>鹿島建設株式会社</p> <p>関東鉄道株式会社</p> <p>KDDI株式会社</p> <p>CYBERDYNE株式会社</p> <p>株式会社常陽銀行</p> <p>日本電気株式会社</p> <p>株式会社日立製作所</p> <p>三菱電機株式会社</p>	<p>国立大学法人筑波大学</p>	<p>茨城県</p> <p>つくば市</p>

